

仙台市交通局規程第三十号
仙台市交通局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和七年九月三十日

仙台市交通事業管理者 吉 野 博 明

仙台市交通局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程
仙台市交通局職員の育児休業等に関する規程（平成四年仙台市交通局規程第八号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
（育児短時間勤務の形態） 第四条 <u>育児短時間勤務</u>（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十九条第五項の規定により読み替えて適用する<u>育児休業法</u>第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）の勤務の形態は、仙台市交通局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成七年仙台市交通局規程第十号。以下「勤務時間規程」という。）別表第一の五の項に掲げる職員については第一号から第四号までに掲げる勤務の形態とし、同表の一の項から四の項までに掲げる職員については第五号に掲げる勤務の形態とする。 〔一～五 略〕 （育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い） 第五条 退職手当規程第五条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、育児短時間勤務（<u>育児休業法</u>第十七条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間は、退職手当規程第五条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。 〔2・3 略〕 （部分休業の承認） 第六条 仙台市交通事業管理者（以下「管理者」という。）は、職員が請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（<u>勤務時間規程第六条の二第一項において子に含まれるものとされる者を含む。</u>）を養育するため一日の勤務時間の<u>一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を承認することができる。ただし、当該職員が現に育児短時間勤務をしている場合は、この限りでない。 2 <u>部分休業の承認は、正規の勤務時間（勤務時間規程第六条に規定する正規の勤務時間をいう。）の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。</u>	（育児短時間勤務の形態） 第四条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十九条第五項の規定により読み替えて適用する<u>育児休業法（次条第一項において「読替え後の育児休業法」という。）</u>第十条第一項の<u>管理者が定める</u>勤務の形態は、仙台市交通局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成七年仙台市交通局規程第十号。以下「勤務時間規程」という。）別表第一の五の項に掲げる職員については第一号から第四号までに掲げる勤務の形態とし、同表の一の項から四の項までに掲げる職員については第五号に掲げる勤務の形態とする。 〔一～五 略〕 （育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い） 第五条 退職手当規程第五条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、育児短時間勤務（<u>読替え後の育児休業法</u>第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいい、<u>読替え後の育児休業法</u>第十七条の規定による短時間勤務を含む。以下同じ。）をした期間は、退職手当規程第五条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。 〔2・3 略〕 （部分休業） 第六条 仙台市交通事業管理者（以下この条において「管理者」という。）は、職員（<u>次に掲げる職員を除く。</u>）が請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（<u>育児休業法第二条第一項において子に含まれるものとされる者を含む。第三項及び第五項において同じ。</u>）を養育するため一日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。 一 <u>育児短時間勤務をしている職員</u> 二 <u>次のイ又はロに掲げる非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除く。）</u> イ <u>一週間当たりの勤務日の日数が三日以上の非常勤職員</u> ロ <u>週以外の期間によって勤務時間が定められている非常勤職員で一年度当たりの勤務日の日数が百二十一日以上のもの</u> 2 前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを管理者に申し出るものとする。 一 <u>一日につき二時間を超えない範囲内</u> 二 <u>一年につき次のイ又はロに掲げる職員の区分に応じ、当該イ又はロに定める時間を超えない範囲内</u> イ <u>非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分</u> ロ <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤</u>

3 <u>勤務時間規程第十七条の規定に基づく育児時間又は勤務時間規程第二十九条の四第一項の規定に基づく介護部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間又は介護部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u> <u>〔新設〕</u> <u>〔新設〕</u> <u>〔新設〕</u> <u>〔新設〕</u> <u>（部分休業の承認の失効等）</u> <u>第七条 部分休業の承認は、当該部分休業をしている職員が産前の休暇を始めたこと、出産したこと、休職若しくは停職の処分を受けたこと又は当該部分休業に係る子が死亡したこと若しくは当該職員の子でなくなったことにより、その効力を失う。</u> <u>2 管理者は、部分休業をしている職員が当該部分休業に係る子を養育しなくなったことと認めるときは、当該部分休業の承認を取り消すものとする。</u> <u>（部分休業の承認の請求手続）</u> <u>第八条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書により行うものとする。</u> <u>2 管理者は、部分休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。</u> <u>（部分休業に係る子が死亡した場合等の届出）</u> <u>第九条 部分休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を養育状況変更届により管理者に届け出なければならない。</u> <u>一 部分休業に係る子が死亡した場合</u> <u>二 部分休業に係る子が当該職員の子でなくなった場合</u> <u>三 部分休業に係る子を養育しなくなった場合</u> <u>2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。</u> <u>（部分休業整理簿）</u> <u>第十条 所属長は、部分休業整理簿に必要な事項を記入し、その月分を翌月の三日（その日が日曜日、土曜日、又は勤務時間規程第七条第一項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）までに総務課長に提出しなければならない。</u> <u>（実施細目）</u> <u>第十一条 この規程の実施細目は、別に定める。</u>	<u>勤務時間数に十を乗じて得た時間</u> 3 <u>前項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の前項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると管理者が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。</u> 4 <u>第二項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第一項の規定による部分休業の請求をすることができる。</u> 5 <u>部分休業の承認は、当該部分休業をしている職員が産前の休暇を始めたこと、出産したこと、休職若しくは停職の処分を受けたこと又は当該部分休業に係る子が死亡したこと若しくは当該職員の子でなくなったことにより、その効力を失う。</u> 6 <u>職員は、部分休業を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。</u> 7 <u>前各項に定めるもののほか、職員の部分休業については、市長の事務部局の例による。</u> <u>〔削る〕</u> <u>〔削る〕</u> <u>〔削る〕</u> <u>〔削る〕</u> <u>（実施細目）</u> <u>第七条 この規程の実施細目は、別に定める。</u>
---	--

この規程は、令和七年十月一日から施行する。

(交通局総務部総務課)